

当連絡会で行った「2006年度・都道府県における消費者行政調査」では、各地の消費生活センターに寄せられる消費者相談についても聞いていますが、件数は減少したものの、高齢者をターゲットとした悪質商法の増加が目立ち、それらの手口の巧妙化、あるいは広域化も指摘されています。国民生活センターによれば、訪問販売による消費者相談の半数を占めるのが、個品割賦購入あっせんを利用した悪質なものとされています。

これらの現状をふまえ、貴委員会が短期間に精力的に論議され、今般中間とりまとめを行われたことに敬意を表します。さらに議論を深めて、消費者被害の未然防止・拡大防止および消費者の権利擁護のため、割賦販売法とあわせての法改正を求め、中間とりまとめの論点に沿って意見を述べます。

#### 1. 訪問販売について

- ・ 個品割賦購入あっせんの方法を利用する訪問販売事業者について、登録制の導入が必要です。
- ・ 消費者が勧誘されることを断った場合は、再勧誘することを禁止し、『訪問販売お断り』ステッカーなども勧誘拒否の意思表示と認める必要があります。
- ・ 判断能力の不足した高齢者等の消費者への不当な契約は、これを取り消すことのできる規定を積極的に検討すべきです。

#### 2. インターネット通信販売を中心とした通信販売関係について

- ・ インターネット取引に介在する事業者(場の提供者や出店者、およびその事業者)全てに、特定商取引法上の責任と義務があることの明確化が必要です。
- ・ 迷惑メール広告における規制、返品ルールの明確化、代金前払い式のトラブル防止のための適切なルールの導入が必要です。

#### 3. 消費者団体訴訟制度について

- ・ 消費者団体訴訟制度の導入を、早期に実現すべきです。消費者の利益擁護のための活動を行う適格消費者団体が、事業者に対して改善申し入れや訴訟を行うことのできる同制度は、特定商取引法による取締りに加えて、消費者被害の拡大防止に向けた有効な制度となります。

#### 4. 指定商品・指定役務制について

- ・ 現在規制対象を限定している指定商品・指定役務制の廃止を求めます。